

### 現状変更許可申請の流れ（都指定文化財の場合）

工事着工までのおおよその日程	届出者	世田谷区	東京都	留意点
		事前相談		指定文化財保護のため、計画によっては現状変更の許可が下りない場合があります。
		申請書原本のお渡し		原本お渡し時に詳しい説明をします。
90日前		申請書提出		申請書・（承諾書）・図面が必要です。押印不要。
			進達	
			許可通知文	
		許可通知文のお渡し		都から区へ通知文が届いた際に届出者へ連絡します。
60日前		発掘届提出		「埋蔵文化財発掘の届出」の提出、図面は現状変更許可申請と同じものを添付が必要。
		立会／試掘／発掘調査の実施		「埋蔵文化財発掘の届出」提出後の流れと同様に、現状変更許可通知に記載の調査方法を実施します。
		工事着手		
竣工		完了届提出		竣工写真を添付して「現状変更完了届」の提出が必要です。